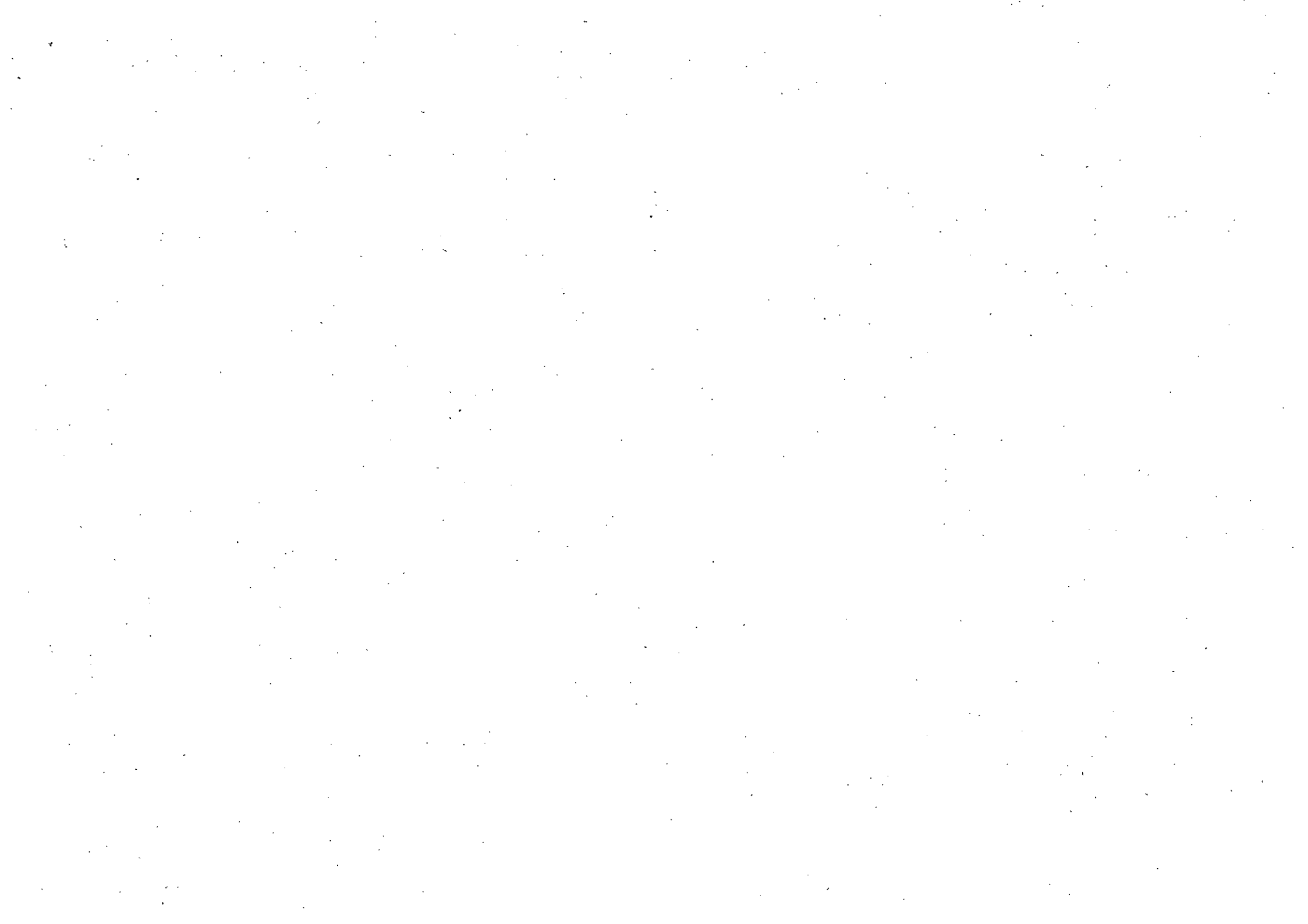


## 最近の動きについて

1. 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する指摘について・・・・・・・・・・ P 1
2. 日本年金機構におけるコンプライアンス事案（厚木・江東事案）について・・・・・・・・・・ P 20
3. 日本年金機構の事務センターの派遣業務に関する東京労働局からの是正指導について・・・・・・・・・・ P 25
4. 年金事務所サービスコンテストの実施について・・・・・・・・・・ P 27
5. 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」について・・・・・・・・ P 29





平成22年6月8日  
(照会先)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)  
記録問題対策部  
記録問題対策部長 伊原 和人  
記録問題対策グループ長 山田 勝土  
(電話直通 03-6892-0755)

報道関係者 各位

紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務  
の入札に関する指摘について

標記について、経緯及び今後の対応について、別添のとおり公表します。



## 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する指摘について

平成22年6月8日  
日本年金機構

### 1. 経緯

- 標記業務の調達については、5月25日～27日に一般競争入札（総合評価落札方式）を行い、全国29拠点のうち、予定価格を下回る入札者が存在しなかった埼玉拠点を除き、受託事業者が決定しました。
- その後、ある報道機関より、今回落札した事業者のうち2事業者が、本入札の官報公示（4月5日）前に、拠点の設置都市や人員規模に関する情報を保有し、不動産業者に賃貸借の可能性を打診する等の行為を行っていたという話がある、入札情報の一部が事前に漏洩していたのではないかとこの指摘・取材をいただきました。
- 日本年金機構において、落札した事業者及び日本年金機構職員を対象に、上記指摘内容の事実関係を調査したところ、現段階で以下の点が明らかとなりました。
  - ①拠点の設置都市や人員規模等（別紙1）については、本年1月末から3月にかけて、日本年金機構本部において、検討を行い、その間、全国のブロック本部から、その内容について、不動産業者に対し打診し、物件確保の可能性について照会したほか、日本年金機構本部では、拠点と本部を結ぶネットワーク工事や各拠点に配置する端末等の設置工事の見積りを行うために、工事業者等に対し、同種の情報提供を行ってきたこと。
  - ②3月中旬に、本件調達に関わっていなかった日本年金機構の職員が、拠点の物件確保の可能性を懸念し（特に埼玉県及び神奈川県）、2事業者の職員に、物件確保の可能性について照会を行い、一つの事業者（A社）には電子メールで別紙2（29拠点の一覧）を送付し、他の事業者（B社）には当該別紙2を提示し、意見を求めたこと。
  - ③A社は、職員から照会があり、これを受けて、出入りの不動産業者に当該資料により得られた情報を提供し、適合する物件が得られるかどうかを確認し、その結果を職員に伝達したこと。
  - ④B社は、その場で意見の求めに応じ、自社の経験則から職員に回答したこと。

## 2. 対応

### (1) 今回の事案の問題点

- 今回、職員がA社及びB社に対し情報提供した拠点の設置都市や人員規模（別紙2）については、官報公示前（1月～3月）においても、物件確保が可能かどうかについて把握するために、不動産業者に情報提供するとともに、拠点と本部を結ぶネットワーク工事や各拠点に配置する端末等の設置工事の見積りを行うために、工事業者等に対し、これを含む情報提供を行っておりました。（別紙1参照）
- したがって、当該情報は、A社及びB社以外にも提供されており、秘匿しておくべき情報には該当しないことから、職員がこうした情報提供を行ったこと自体は、問題がないものと考えています。
- 今回の職員の情報提供により、A社及びB社が事前に、設置都市や人員規模を知っていたことと入札結果との関連性は、次の理由から、特にないものと考えています。
  - ①今回の調達では、複数の事業者が同一の建物を「仮押さえ」し、それぞれ候補として提案するケースが一般的であり、予め特定の場所を独占し、他の事業者を排除することは困難であったと思われること。  
⇒A社又はB社が落札した拠点（21箇所）のうち、18箇所（86%）は、他の事業者も同じ建物を拠点候補としていました。また、残りの3拠点の評価は、他社と比べて特段高い評価ではありませんでした。
  - ②仮に、今回2事業者が落札した拠点について、履行場所についての評価点を控除しても、2事業者を上回る評価点を得ることとなる事業者はいなかったこと。
  - ③官報公示から提案書提出まで標準的な準備期間（約1ヶ月）が確保されていたこと。  
⇒A社は22拠点の入札に参加。22拠点以上の入札に参加した事業者は4社（B社を除く）ありました。B社は全29拠点の入札に参加。同様に全29拠点の入札に参加した事業者が1社ありました。
- しかしながら、職員の行為については、物件確保の可能性の確認のためとはいえ、担当外の職務について、担当者への相談や上司の了解を得る

ことなく、入札が予想される一部の事業者に情報提供を行ったものであり、誤解を招くような、不適切な行為であったと考えます。

## (2) 今後の対応

○現時点での対応としては、一連の経緯について、落札した事業者や関係職員を対象に、リスクコンプライアンス部を中心に、より詳細な調査を行ったうえで、2事業者側に瑕疵がないことが判明した場合には、契約を維持した上で、

- ①今回の不適切な行為に関する処分とともに、
- ②再発防止策（入札前後の事業者との接触、情報提供等に関するガイドラインの策定）を検討します。

各拠点の設置都市及び規模

ブロック	拠点番号	設置都市	平成22年9月上旬～ (先行拠点第一次審査稼働)				平成22年10月中旬～ (後続拠点第一次審査稼働)				平成22年10月下旬～ (先行拠点第二次審査稼働)				平成22年11月下旬～ (後続拠点第二次審査稼働)				平成23年1月上旬～ (体制拡充)			
			人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	担当都道府県	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	担当都道府県	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	担当都道府県	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	担当都道府県	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	担当都道府県
北海道	2	北海道(札幌市)					12	299	311	北海道	12	299	311	北海道	12	299	311	北海道	30	757	787	北海道
東北	3	宮城①(仙台市①)					11	259	270	岩手秋田宮城	11	259	270	岩手秋田宮城	11	259	270	岩手秋田宮城	29	656	685	岩手秋田宮城
	4	宮城②(仙台市②)					11	255	266	青森山形福島	11	255	266	青森山形福島	11	255	266	青森山形福島	28	647	675	青森山形福島
南関東	1	東京①(東京臨海副都心)	9	223	232	未統合分	9	223	232	未統合分	9	223	232	未統合分	9	223	232	未統合分	23	577	600	未統合分
			10	244	254	東京B山梨	10	244	254	東京B山梨	10	244	254	東京B山梨	10	244	254	東京B山梨	24	617	641	東京B山梨
	5	千葉(千葉市)					13	304	317	千葉	13	304	317	千葉	13	304	317	千葉	30	772	802	千葉
	6	東京②(東京23区)					17	419	436	東京A	17	419	436	東京A	17	419	436	東京A	43	1062	1105	東京A
7	神奈川(横浜市)					18	431	449	神奈川	18	431	449	神奈川	18	431	449	神奈川	43	1090	1133	神奈川	
北関東・信越	8	埼玉(さいたま市)					18	449	467	埼玉群馬	18	449	467	埼玉群馬	18	449	467	埼玉群馬	46	1137	1183	埼玉群馬
	9	茨城(水戸市)					11	256	267	茨城栃木	11	256	267	茨城栃木	11	256	267	茨城栃木	16	386	402	茨城
	10	新潟(新潟市)					10	243	253	長野新潟	10	243	253	長野新潟	10	243	253	長野新潟	13	326	339	新潟
	11	栃木(宇都宮市)																	11	261	272	栃木
	12	長野(長野市)																	12	292	304	長野
中部	13	愛知①(名古屋①)					15	354	369	愛知	15	354	369	愛知	15	354	369	愛知	37	896	933	愛知
	14	静岡(静岡市)					8	196	204	静岡	8	196	204	静岡	8	196	204	静岡	20	497	517	静岡
	15	愛知②(名古屋②)					9	204	213	岐阜三重富山石川	9	204	213	岐阜三重富山石川	9	204	213	岐阜三重富山石川	21	514	535	岐阜三重富山石川
	16	石川(金沢市)					5	117	122	富山石川	5	117	122	富山石川	5	117	122	富山石川	13	295	308	富山石川
近畿	17	大阪①(大阪①)					12	291	303	大阪A奈良大阪B和歌山	12	291	303	大阪A奈良大阪B和歌山	12	291	303	大阪A奈良大阪B和歌山	30	736	766	大阪A奈良大阪B和歌山
	18	大阪②(大阪②)					11	273	284	大阪B和歌山	11	273	284	大阪B和歌山	11	273	284	大阪B和歌山	28	690	718	大阪B和歌山
	19	兵庫(神戸市)					12	286	298	兵庫	12	286	298	兵庫	12	286	298	兵庫	30	724	754	兵庫
	20	京都(京都市)					10	237	247	京都滋賀福井	10	237	247	京都滋賀福井	10	237	247	京都滋賀福井	24	596	620	京都滋賀福井
中国	21	広島(広島市)					11	266	277	広島島根山口	11	266	277	広島島根山口	11	266	277	広島島根山口	29	672	701	広島島根山口
	22	岡山(岡山市)					6	132	138	岡山鳥取	6	132	138	岡山鳥取	6	132	138	岡山鳥取	14	331	345	岡山鳥取
四国	23	香川(高松市)					4	96	100	香川徳島愛媛高知	4	96	100	香川徳島愛媛高知	4	96	100	香川徳島愛媛高知	11	244	255	香川徳島愛媛高知
	24	愛媛(松山市)					5	121	126	愛媛高知	5	121	126	愛媛高知	5	121	126	愛媛高知	13	308	321	愛媛高知
九州	25	福岡(福岡市)					16	378	394	福岡佐賀長崎	16	378	394	福岡佐賀長崎	16	378	394	福岡佐賀長崎	27	644	671	福岡
	26	熊本(熊本市)					9	227	236	大分熊本宮崎	9	227	236	大分熊本宮崎	9	227	236	大分熊本宮崎	11	249	260	熊本
	27	鹿児島(鹿児島市)					7	160	167	鹿児島沖縄	7	160	167	鹿児島沖縄	7	160	167	鹿児島沖縄	17	402	419	鹿児島沖縄
	28	長崎(長崎市)																	14	314	328	長崎佐賀
	29	大分(大分市)																	14	323	337	大分宮崎
合計	29か所		19	467	486(1箇所)	280	6720	7000(25箇所)	280	6720	7000(25箇所)	280	6720	7000(25箇所)	280	6720	7000(25箇所)	701	17015	17716(29箇所)		

(注) 座席数は、人員(委託)欄に記載する数である。



## 各拠点の設置要件等

ブロック	拠点番号	設置都市	要件	留置点(望ましい事項)	
				場所	面積(単位:㎡)
北海道	2	北海道(札幌市)	①札幌市内地下鉄駅から徒歩圏内であること。	①地下鉄「東西線」沿線駅から徒歩10分以内であることが望ましい。 ②北海道事務センター(白石区東札幌)から5km以内であることが望ましい。	3935
東北	3	宮城①(仙台市①)	①仙台市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①JR仙台駅から2km以内であることが望ましい。	3425
	4	宮城②(仙台市②)	①仙台市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①JR仙台駅から2km以内であることが望ましい。	3375
南関東	1	東京①(東京臨海副都心)	①東京臨海副都心内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①本館記録業務グループ(東京都江東区青海2-4-32タイム24ビル)から近いことが望ましい。	6205
	5	千葉①(千葉市)	①千葉市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「JR千葉駅」「JR千葉みなと駅」から交通の便がよいことが望ましい。	4010
	6	東京②(東京23区)	①東京23区内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「都営三田線千石駅」から交通の便がよいことが望ましい。 ②東京事務センターから交通の便がよいことが望ましい。	5525
	7	神奈川(横浜)	①横浜市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「JR関内駅」から交通の便がよいことが望ましい。 ②神奈川事務センターから交通の便がよいことが望ましい。	5665
北関東・信越	8	埼玉(さいたま市)	①さいたま市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。		5915
	9	茨城(水戸市)	①水戸市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「茨城事務センター」から2km以内であることが望ましい。	2010
	10	新潟(新潟市)	①新潟市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「新潟事務センター」から2km以内であることが望ましい。	1695
	11	栃木(宇都宮市)	①宇都宮市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「栃木事務センター」から2km以内であることが望ましい。	1360
	12	長野(長野市)	①長野市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「長野事務センター」から2km以内であることが望ましい。	1520
中部	13	愛知①(名古屋①)	①名古屋市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①名古屋駅又は地下鉄伏見駅から徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。	4665
	14	静岡(静岡市)	①静岡市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①静岡駅から徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。	2585
	15	愛知②(名古屋②)	①名古屋市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①名古屋駅から徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。	2675
	16	石川(金沢市)	①金沢市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①金沢駅から徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。	1540
近畿	17	大阪①(大阪市①)	①大阪市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①大阪市営地下鉄「本町駅」又は「堺筋本町駅」から徒歩圏内であることが望ましい。 ②大阪事務センターから徒歩圏内(可能であれば15分以内)であることが望ましい。	3830
	18	大阪②(大阪市②)	①大阪市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①大阪市営地下鉄「本町駅」又は「堺筋本町駅」から徒歩圏内であることが望ましい。 ②大阪事務センターから徒歩圏内(可能であれば15分以内)であることが望ましい。	3590
	19	兵庫(神戸市)	①神戸市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①阪急電鉄、阪神電鉄「三宮駅」又はJR西日本「三ノ宮駅」から徒歩圏内であることが望ましい。 ②兵庫事務センターから徒歩圏内(可能であれば15分以内)であることが望ましい。	3770
	20	京都(京都市)	①京都市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①京都市営地下鉄「烏丸御池駅」又は「四條駅」を基点として2km以内であることが望ましい。	3100
中国	21	広島(広島市)	①広島市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①広島事務センターから徒歩圏内であることが望ましい。	3505
	22	岡山(岡山市)	①岡山市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①岡山事務センターから徒歩圏内であることが望ましい。	1725
四国	23	香川(高松市)	①高松市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①「高松駅」又は高松平電気鉄道の「高松港駅」又は「片原町駅」から徒歩圏内であることが望ましい。	1275
	24	愛媛(松山市)	①松山市内公共交通機関、伊予鉄道市内電車最寄り駅から徒歩圏内であること。		1605
九州	25	福岡(福岡市)	①福岡市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①JR博多駅から徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。 ②九州ブロック本部から徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。	3355
	26	熊本(熊本市)	①熊本市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①熊本事務センターから徒歩圏内(可能であれば10分以内)であることが望ましい。	1300
	27	鹿児島(鹿児島市)	①鹿児島市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①鹿児島中央駅から2km以内であることが望ましい。	2095
	28	長崎(長崎市)	①長崎市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①長崎事務センターから2km以内であることが望ましい。	1640
	29	大分(大分市)	①大分市内公共交通機関最寄り駅から徒歩圏内であること。	①大分事務センターから2km以内であることが望ましい。	1685

(注)上記で「徒歩圏内」とは、徒歩で30分程度以内であることをいう。

## 各拠点の設置都市及び規模

ブロック	拠点番号	設置都市	平成22年9月1日～ (先行拠点第一次審査稼働)			平成22年10月15日～ (後続拠点第一次審査稼働)			平成22年10月25日～ (先行拠点第二次審査稼働)			平成22年11月25日～ (後続拠点第二次審査稼働)			平成23年1月～ (体制拡充)		
			人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)	人員 (職員)	人員 (委託)	人員 (計)
北海道	2	北海道 (札幌市)				12	299	311	12	299	311	12	299	311	31	757	788
東北	3	宮城① (仙台市①)				11	259	270	11	259	270	11	259	270	27	656	683
	4	宮城② (仙台市②)				11	255	266	11	255	266	11	255	266	27	647	674
南関東	1	東京①(東京 臨海副都心)	9	223	232	9	223	232	9	223	232	9	223	232	23	577	600
			10	244	254	10	244	254	10	244	254	10	244	254	24	617	641
	5	千葉 (千葉市)				13	304	317	13	304	317	13	304	317	32	772	804
	6	東京②(東京 23区)				17	419	436	17	419	436	17	419	436	45	1062	1107
	7	神奈川 (横浜市)				18	431	449	18	431	449	18	431	449	45	1090	1135
北関東・信越	8	埼玉(さいたま市)				18	449	467	18	449	467	18	449	467	47	1137	1184
	9	茨城 (水戸市)				11	256	267	11	256	267	11	256	267	16	386	402
	10	新潟 (新潟市)				10	243	253	10	243	253	10	243	253	13	326	339
	11	栃木 (宇都宮市)													11	261	272
	12	長野 (長野市)													12	292	304
中部	13	愛知①(名古屋 市①)				15	354	369	15	354	369	15	354	369	37	896	933
	14	静岡 (静岡市)				8	196	204	8	196	204	8	196	204	20	497	517
	15	愛知②(名古屋 市②)				9	204	213	9	204	213	9	204	213	21	514	535
	16	石川 (金沢市)				5	117	122	5	117	122	5	117	122	12	295	307
近畿	17	大阪① (大阪市①)				12	291	303	12	291	303	12	291	303	30	736	766
	18	大阪② (大阪市②)				11	273	284	11	273	284	11	273	284	28	690	718
	19	兵庫 (神戸市)				12	286	298	12	286	298	12	286	298	30	724	754
	20	京都 (京都市)				10	237	247	10	237	247	10	237	247	25	596	621
	21	広島 (広島市)				11	266	277	11	266	277	11	266	277	28	672	700
中国	22	岡山 (岡山市)				6	132	138	6	132	138	6	132	138	14	331	345
	23	香川 (高松市)				4	96	100	4	96	100	4	96	100	10	244	254
四国	24	愛媛 (松山市)				5	121	126	5	121	126	5	121	126	13	308	321
	25	福岡 (福岡市)				16	378	394	16	378	394	16	378	394	27	644	671
九州	26	熊本 (熊本市)				9	227	236	9	227	236	9	227	236	10	249	259
	27	鹿児島 (鹿児島市)				7	160	167	7	160	167	7	160	167	17	402	419
	28	長崎 (長崎市)													13	314	327
	29	大分 (大分市)													13	323	336
合計	29カ所		19	467	486	280	6720	7000	280	6720	7000	280	6720	7000	701	17015	17716

(注)座席数は、人員(委託)欄に記載する数である。



日本年金機構

Japan Pension Service

## Press Release

平成22年6月16日

(照会先)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

リスクコンプライアンス部

部長 寺沢 徹

コンプラグループ参事役 森末 堅

(電話直通 03-5344-1112)

記録問題対策部

部長 伊原 和人

記録問題対策グループ長 山田 勝士

(電話直通 03-6892-0755)

報道関係者 各位

「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する指摘について」新たに発見された事象と今後の対応について

標記について、別添のとおり公表します。



## 「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する指摘について」新たに発見された事象と今後の対応について

平成22年6月16日

日本年金機構

### 1. 職員の電子メールから発見された新たな事象

○ 先般、6月8日付け「紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する指摘について」（以下「6月8日付け公表資料」）により、本事案の経緯、同日時点で確認された事実、今後の対応等について公表したところです。

○ 現在、リスクコンプライアンス部を中心に、より詳細な調査を実施しているところですが、職員のアドレスから送受信された電子メールを復元したところ、現時点で、以下の新たな事象が発見されました。

ア 当該職員のアドレスから、現在、確認できているところでは、2月16日、2月22日、3月13日及び31日に、落札事業者の一つであるC社側に対し、仕様書案を提供していたこと。

※電子メールから確認されたC社側の相手先は、旧社会保険庁OB職員の氏名と同じでありました。

⇒ この点について、職員本人に確認したところ、仕様書案を事前に提供した事実を認めました。

また、C社に対し確認したところ、現時点では確認中との回答でした。

イ 6月8日付け公表資料のA社について、6月8日段階で明らかとなった事実以外に接触の形跡がみられる等、これまでの職員及びA社からの聴取内容と、復元したメールの内容に齟齬が見られること。

○ なお、落札業者6社に対し、①4月5日以前に公示以後でなければ知り得ない仕様書等の情報を4月5日以前に機構から入手したことの有無、②機構職員に対する入札情報収集のための働きかけの有無及び③旧社会保険庁OBの有無について調査を行ったところ、本日までの回答内容は、以下のとおりです。

	①仕様書等の事前入手	②機構職員への働きかけ	③旧社会保険庁OBの有無
A社	29拠点の一覧表	なし	1名
B社	29拠点の一覧表（閲覧のみ）	なし	なし
C社	確認中	確認中	2名
D社	なし	なし	なし
E社	なし	なし	なし
F社	なし	なし	なし

## 2. 今後の対応

- 今回新たに確認された、入札が予想される事業者側に対し、仕様書案が、官報公示前に送付されていたという事象は、極めて遺憾なものであります。
- 今後さらに調査を継続するとともに、捜査機関に対して情報提供し、全面的に協力してまいります。
- また、再発防止に向け、第三者の視点も入れて徹底した実態の検証を行うことを検討します。
- なお、今回の入札の取扱いについては、事実関係等を踏まえ、速やかに判断したいと考えております。

平成22年6月28日

(照会先)

経営企画部広報室

(電話直通5344-1110)

リスク・コンプライアンス部

部長 寺沢 徹

参事役 森末 堅

(電話直通5344-1112)

報道関係者 各位

紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する行為者の電子メールの復元により確認された主な内容について

標記について、別添のとおり公表いたします。





紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する行為者の電子メールの復元により確認された主な内容について

1 経緯

- 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関して発生した仕様書案の事前の情報提供等の事象については、6月8日と16日に、それまで確認できた内容及び今後の対応等について公表したところです。
- このたび、リスク・コンプライアンス部において、事前の情報提供を行った職員（以下「行為者」という。）のアドレスから送受信された電子メールのうち、行為者が記録問題対策部に在勤中の全期間（1月14日～6月13日）の復元が完了いたしましたので、この復元により現時点で確認された主な内容を公表いたします。

2 メールの復元結果で判明した主な内容

※1：A社、B社、C社はいずれも落札事業者であり、6月8日及び16日の公表の際にA社、B社、C社としたものといずれも同一です。

※2：「新規事項」としているのは、6月8日又は16日のいずれの記者発表の時点においても把握していなかった内容です。

(1) A社関係

ア 拠点情報

- ・ 3月12日と4月1日に、今回の事業を実施する拠点に関する情報が、行為者から同社営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。

イ 面会関係

- ・ 3月11日以降5回にわたり、同社営業担当者の電子メールアドレスから行為者に対して面談を要請するメールが送信されていました。

(2) B社関係

ア 拠点情報

- ・ 2月17日に設置拠点の案が、行為者から同社営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。（電子メールによる送付については新規事項）

イ 入札日程関係 （新規事項）

- ・ 2月17日に公示日等の日程関係の情報が、行為者から同社営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。

ウ 各拠点の競合状況 (新規事項)

- ・ 5月6日(提案書締切日)に各拠点の競合状況(業者数)が行為者から同社営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。(東京拠点については、競合の業者名も伝達されていました。)

(3) C社関係

ア 仕様書案

- ・ 2月6日以降8回にわたり、行為者から、仕様書案が同社の営業担当者(社会保険庁OB)の電子メールアドレスに送信されていました。(回数については新規事項)
- ・ 同営業担当者の電子メールアドレスから、2月5日、3月12日に仕様書案の提供を依頼するメールが行為者に送信されていました。(新規事項)

イ 予算関係資料 (新規事項)

- ・ 2月6日に、行為者から本事業の予算関係資料(拠点毎の予算額。予定価格とは異なる。)が同営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。
- ・ 4月5日に、同営業担当者の電子メールアドレスから予算関係資料の最終版を要求するメールが行為者に送信され、4月14日に、行為者から本事業の予算関係資料(2月6日に送信したものの更新版)が同営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。

ウ 入札日程関係 (新規事項)

- ・ 2月5日、16日、23日、3月24日に公示日等の日程関係の情報が行為者から同営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。
- ・ 2月16日に同営業担当者の電子メールアドレスから行為者に対して公示日、入開札日についての情報提供が依頼されていました。

エ 面会関係 (新規事項)

- ・ 4月8日夜に、行為者と同日22時頃に荻窪駅南口で待ち合わせる旨の電子メールが、同営業担当者の電子メールアドレスから送信されていました。

オ 提案書受付状況 (新規事項)

- 5月6日(提案書締切日)に、提案書受付状況(拠点毎の提案書提出企業名)が行為者から同営業担当者の電子メールアドレスに送信されていました。

**3 今後の対応**

- 今回明らかになった内容も含めて、今後、第三者の視点も入れた検証に付し、事実関係を明確にするとともに、これを踏まえて今回の入札の取扱いを検討してまいります。

また、これらの情報は、捜査当局に提供していきます。

平成22年7月1日  
(照会先)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)  
リスク・コンプライアンス部  
リスク・コンプライアンス部長  
寺沢 徹  
法務グループ長 小澤 時男  
(電話直通 03-5344-1113)

報道関係者 各位

**紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する  
第三者検証の場の設置について**

次のとおり、第三者による検証の場を設けることといたしました。

**1 趣旨**

- (1) 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関して、現在行われている日本年金機構の内部調査について、その調査結果の検証を行い、今般の事案の原因を分析し、再発防止策を検討するため、外部の有識者の方による検証の場を設置いたします。
- (2) この検証の場におきましては、併せて、紙台帳とコンピュータ記録との突合せ業務の入札に関する取扱いについても検討することとしています。

**2 メンバー**

大久保和孝(公認会計士・新日本監査有限責任法人)

楠 茂樹 (上智大学法学部准教授)

野村 周央(弁護士・堀総合法律事務所)

◎堀 裕 (弁護士・千葉大学副学長、内閣府公益認定等委員会委員)  
(◎は委員長)

**3 主な論点**

- (1) 今回の事案の内部調査結果等の検証及び発生原因の分析
- (2) 今回の入札の取扱い
- (3) 再発防止策に向けた措置

※ 議事は非公開とします。

## 厚木・江東事案について

### I 厚木事案について

#### (1) 「年金記録に係る確認申立書」の不適切な取扱いについて

(平成 22 年 3 月 30 日公表：厚生労働省年金局事業管理課、日本年金機構本部)

##### (事案の概要)

旧厚木社会保険事務所において、平成 19 年 9 月から平成 21 年 12 月までの間にお客様から提出された「年金記録に係る確認申立書」114 件が、年金記録確認第三者委員会へ送付されていなかったこと、また、その一部 (40 件) について、「社会保険事務所段階における記録訂正基準」に基づかない不正な記録訂正が行われていたこと、うち 5 件については訂正後の年金が支給されていることが判明しました。

関係者の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、送付されていないことが確認された「年金記録に係る確認申立書」を早急に第三者委員会に送付する等の対応を行うことといたします。

なお、本件の詳細は、別紙のとおりです。

##### (別紙)

#### 1 事案の詳細

・ 確認申立書 (厚生年金) 受付件数 (平成 19 年 9 月～21 年 12 月)	197 件	※注
・ 第三者委員会に送付されず不適切な取扱いがされたもの (合計)	114 件	
(1) 第三者委員会に送付されることなく放置されていたもの	74 件	
(2) 社会保険事務所段階で記録の不正な訂正を行った者	40 件	
うち、裁定がおこなわれたもの	10 件	
イ 平成 22 年 3 月までに支給が行われたもの	5 件	
ロ 平成 22 年 4 月に支給が開始される予定のもの	2 件	
ハ 在職中で年金支給が停止となっているもの等	3 件	

\*イ及びロについて、合計約 434 万円の増額支給となっている。

(イについては、4 月支給予定分を含む)

(※注 公表時の受付件数は 196 件でしたが、6 月 29 日監視委員会において 197 件に訂正しております。)

#### 2 行為者

旧厚木社会保険事務所 適用調査課長

(在任期間：平成 19 年 9 月～21 年 12 月、男性、52 歳)

#### 3 行為期間

平成 19 年 9 月～21 年 12 月

#### 4 原因

行為者からの聴取によると、繁忙等による大幅な事務処理遅延に起因するものとしている。

#### 5 今後の対応

- (1)対象となるお客様に対し、訪問によるお詫びするとともに本件の概要を説明する。
- (2)不正に訂正された記録については、お客様にご説明の上、訂正前の状態に戻す。また、既に不正な記録訂正により支給された増額分については返還をお願いする。
- (3)早急に確認申立書を第三者委員会に送付する。

#### 6 再発防止策

記録訂正については決裁権限者が課長であり、課長ひとりで処理できるものとなっており、社会保険事務所（年金事務所）内等で、記録の補正状況についてのチェック体制が十分でなかったことを踏まえ、以下の対応をとることとする。

- (1)記録訂正に係るオンライン入力についてダブルチェックを徹底
- (2)年金事務所長による進捗管理の徹底
- (3)第三者委員会への送付に係る旧社会保険事務局の事務を引き継いだ事務センターにおける進捗管理の徹底

#### 7 職員の処分等

職員の処分等については、行為期間が社会保険庁時代のことであるため、厚生労働省において調査を進めた上で厳正に対応する。

### 地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」の放置及び年金記録の改ざんについて

(平成 22 年 7 月 1 日公表：「事務処理誤り等（平成 22 年 5 月）について」)

#### 1 事案（平成 22 年 3 月 30 日に公表した案件の追加判明分）

- (1)年金確認第三者委員会からの連絡により、旧厚木社会保険事務所において、お客様から受付した確認申立書を放置した後、第三者委員会のあつせんを受けることなく、平成 21 年 8 月に脱退手当金支給済記録を不正に取消入力し、更に、お客様から提出があったとされる「年金再裁定申出書」を放置していたことが判明しました。

また、上記事象の担当者（行為者）とは別の担当者が、紛失したと勝手に判断した「年金再裁定申出書」を自ら作成し、必要な決裁を受けることなく、機構本部に書類を回付していることも判明しました。

- (2)前記（1）の事案を受けて、受付管理簿上、「取下げ」とされていた案件につきまして再確認を行ったところ、お客様から「取下げしていない」と

の回答があり、処理を放置していたことが判明しました。

## 2 原因

当時の担当者は、業務が忙しく、申立書の処理を先延ばししたと説明していますが、確認申立書の進捗管理、処理のチェックに問題があったと考えられます。

## 3 影響

2名

## 4 対応

- (1) お客様に対し、お詫びと事情説明を行ったうえで、改ざん記録の原状復帰作業を行い、直ちに申立書を回付することとしました。
- (2) お客様に対し、お詫びと事情説明を行ったうえで、再度申立書を記入いただき、ただちに申立書を送付しました。

## 5 対策

確認申立書は受付から7日以内に事務センター経由、第三者委員会に回付することとしました。また、確認申立書の取扱いは副数人で担当し、回付の際は所長決裁を徹底することとしました。

(平成22年3月30日に公表した事案等を受けて、特別自主点検・特別監査を行い、それも踏まえて総合再発防止策を7月中目途にまとめることとしています。)

## II 江東事案について

### 事務処理誤り(平成22年1月)について

(平成22年3月1日公表：日本年金機構本部)

## 1 事象

平成22年2月8日に標準報酬遡及訂正対象者より、江東年金事務所に対し、第三者委員会に「年金記録に係る確認申立書」を提出しているが、「何の連絡もないがどうなっているのか」と問合せがあり、調査・確認したところ、平成21年3月13日「確認申立書」を受理していたが、正規の手続きがとられず、年金記録確認第三者委員会に送付されていないことが判明しました。

## 2 原因

平成21年3月11日、ご本人より「確認申立書」の再送付依頼があり用紙を送付し、3月13日に「確認申立書」を受理していましたが、面談担当者が、「確認申立書」を担当課に回付しなかったため、第三者委員会へ江東年金事務所において、送付されていませんでした。

全ての受付簿(進行管理表)を再点検したところ、事例の件を含めて事業主分6件、従業員分1件が送付されていないことが判明しました。



### 3 影響

7名

### 4 対応

平成21年度の受付簿に登録のうえ、未送付の「年金記録に係る確認申立書」6名分（事業主）を、第三者委員会に持ち込み早急な処理をお願いしました。なお、残り1名分（従業員）については、雇用保険情報を確認のうえ早急に記録訂正する予定です。

また、該当者（7名）に対して、電話にて今回の事象を説明、お詫びしたあと、訪問のうえ、謝罪し了承を得ました。

### 5 対策

全ての年金事務所において、面談担当者に「確認申立書」の適正な取扱いについて周知徹底するとともに、類似の不適正な事案があった場合は、その概要と処理結果を報告することを徹底しました。また、すべての年金事務所において「確認申立書」の受付簿を定期的に複数の者で確認する体制を整備しました。

## 事務処理誤り（平成22年3月）について

（平成22年4月30日公表：日本年金機構本部）

### 1 事象（平成22年3月4日判明分）

平成22年2月18日、「年金記録に係る確認申立書」の第三者委員会への早期送付の徹底について（本部からの指示文書）に基づき、再確認を行ったところ、標準報酬遡及訂正調査対象者（2万件該当）より、第三者委員会に確認申立書が旧東京社会保険事務局を経由して第三者委員会へ送付されていないものが新たに3件判明しました。

### 2 原因

調査対象者に対しては、面談し標準報酬遡及訂正調査を行いました。が、「年金記録に係る確認申立書」については、調査時に説明を行い用紙を手交して調査を終了しました。

後日、「確認申立書」を受付しましたが、面談担当者が「確認申立書」を担当課へ回付しなかったため、旧東京社会保険事務局へ送付していませんでした。

面談担当者（当時、社会保険調査官）が、当該書類を放置（失念）し、その進捗状況を管理・点検できていなかったことが原因とされます。

### 3 対応

未送付の「確認申立書（3名分）」を第三者委員会へ送付しました。また、ご本人様へは、今回の事象を説明のうえお詫びし謝罪しました。

#### 4 対策

面談担当者に「確認申立書」の適正な取扱いについて周知徹底するとともに、類似の不適正な事案があった場合は、その概要と処理結果を報告することを徹底します。

「確認申立書」の受付簿を定期的に複数の者で確認する体制を整備します。

平成22年6月15日

(照会先)

品質管理部長 伊藤誠一

業務改善グループ長 佐々木勝稔

(電話直通 03-6892-0748)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者各位

## 日本年金機構の事務センターの派遣業務に 関する東京労働局からの是正指導について

日本年金機構は、事務センターにおいて事務の一部を派遣業務により運営していますが、これについて、東京労働局から是正指導が行われたところです。

日本年金機構としては、東京労働局の指導に従い、速やかに改善措置を講ずることとしております。

### 1 事務センターでの業務の状況

日本年金機構においては、年金事務所の業務の一部（各種の届書の入力業務など）をブロック本部の事務センター（都道府県単位で設置）に集約して実施し、届書等の入力業務は、労働者派遣契約の形態により、民間事業者に委託して実施しています。

### 2 東京労働局からの是正指導

日本年金機構の東京事務センターにおける入力業務については、労働者派遣法施行令第4条第5号に掲げる「事務用機器操作」に該当しないことから、昨日、東京労働局から文書による是正指導を受けたところです。

#### ※ 是正指導の概要

1. 業務の実態が主として数字や文字の入力業務等であり、労働者派遣法施行令に掲げる事務用機器操作の業務に該当しないと認められること。

2. 派遣元事業主に対し、派遣受入期間の制限に抵触することとなる最初の日を通知しておらず、抵触日以降も役務の提供を受けていること。

### 3 今後の対応方針

日本年金機構においては、今般の指導を受け、全国の事務センターの入力業務を本年10月から一斉に請負契約に切り替えるよう準備しているところですが、その際に、いわゆる「偽装請負」との指摘を受けることがないよう、労働局とも十分に相談しながら進めていきたいと考えております。

公開  
撮影可

平成22年6月22日  
(照会先)  
サービス推進部サービス推進グループ  
上野、金、高野  
(電話直通 03-6892-0747)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 年金事務所サービスコンテストを実施します

### 記

1. 日時 平成22年6月26日(土)14:00～16:30(予定)

2. 場所 日本年金機構本部1階 多目的ホール  
(東京都杉並区高井戸西3-5-24)

#### 3. サービスコンテストの趣旨

このコンテストは、機構のサービス向上を図ることを目的として、全国の年金事務所長から年金事務所におけるお客様サービスや年金相談の工夫などについて実践例を募り、その取組内容を評価するものです。優れた事例として評価されたものについては、全国の年金事務所等に展開し、さらなるサービス向上に努めます。

#### 4. 出席者

- ・長妻厚生労働大臣、長浜厚生労働副大臣、山井厚生労働大臣政務官  
磯村年金記録回復委員会委員長、池田運営評議会委員
- ・紀陸理事長、薄井副理事長、事業企画部門担当理事、事業管理部門担当理事、システム部門担当理事、南関東ブロック本部相談・給付支援部長

※ 政務3役については、当日のご都合により、途中退席の可能性があります。

#### 5. 審査方法

予備審査を通過した取組(10案件)について、最終審査として年金事務所長のプレゼンテーション(各10分程度)を行った後、評価を行い、上位3つの取組については、理事長から表彰を行います。

## 6. 取材上の注意事項

- ① 当日は、13:45までに、機構本部前に集合お願いいたします。
- ② 正面玄関入口にて受付の上、建物内では職員の指示に従ってください。
- ③ 駐車場が限られていますので、車での来所はご遠慮ください。
- ④ カメラ撮影は別室で行う「審査」を除いて可能です。また、カメラ位置については、当日現場にてご説明いたします(それ以外の撮影はご遠慮願います。)
- ⑤ 腕章や記者証などのプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いいたします。
- ⑥ 職員への取材はご遠慮ください。
- ⑦ コンテスト終了後(16:30メド)、多目的ホール前において、大臣のぶら下がり取材を予定しています。

### <参考>当日の進行

- 14:00 長妻厚生労働大臣挨拶  
年金事務所長のプレゼンテーション  
審査 ※撮影不可
- 16:10メド 表彰式
- 16:30メド 大臣ぶら下がり取材(場所:多目的ホール前)

# 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための 国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)

## <趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

## 1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

## 2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

## 3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける

(※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている)

## 4. 施行日

- |                              |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| 1の① : 平成23年10月1日までの間に政令で定める日 | 1の② : 公布の日                |
| 1の③ : 公布日から2年以内で政令で定める日      | 2の① : 公布日から2年6月以内で政令で定める日 |
| 2の② : 平成24年1月1日              | 2の③及び3 : 平成23年4月1日        |

※ 本法案は、第174回国会閉会に伴い、継続審議の取扱いとされている。

